

鏡小いじめ防止基本方針 (改訂版)

令和3年4月改訂

【目 次】

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
2 本校の基本方針の内容	3
3 いじめの定義	3
4 いじめの理解	4
5 いじめの防止等に関する基本的考え方	5
(1) いじめの防止	5
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対処	6
(4) 家庭や地域との連携	6
(5) 関係機関との連携	7
II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	7
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	7
(1) いじめ防止等対策委員会の設置	7
(2) 本校が実施する施策	7
ア いじめの防止	7
イ いじめの早期発見	9
ウ いじめへの対処	10
エ その他の施策	10
2 いじめの解消	11
【資料】	
○重大事案発生時のフローチャート	12

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければなりません。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

2 本校の基本方針の内容

八代市立鏡小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組みます。

3 いじめの定義

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意します。

- ・いじめられた児童の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する可能性があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」である「鏡小いじめ対策委員会」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指すこと。

- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目すること。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応すること。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。これらの場合であっても、「鏡小いじめ対策委員会」へ情報提供すること。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定されます。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る場合もあります。

4 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではありません。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもあります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もあります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めます。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要です。いじめを生まない土壌をつくるために、全ての児童を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要です。

特に、児童には様々な背景（障がいのある児童、性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等）がある児童もいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められます。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められます。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要です。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要があります。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を高め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことです。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、

児童のささいな変化に気付く力を高めることが求められます。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければなりません。また、児童は思春期の多感な時期であることから、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められます。

また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの確に関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要があります。

本校は、定期的なアンケート調査（あのねアンケート）や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行うことが求められます。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行わなければなりません。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められます。

このため、日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておきます。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められますが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではありません。それは、いじめられた児童といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれます。こうしたことから本校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要です。さらに全ての児童が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていきます。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせません。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認します。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(5) 関係機関との連携

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、学校と市教委及び関係機関の担当者との連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築していきます。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携していきます。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) いじめ防止対策委員会の設置

ア いじめ防止対策委員会

【いじめ防止対策委員】

校長・教頭・生徒指導主任（いじめ情報収集者）・養護教諭・当該担任・当該学年主任
スクールカウンセラー（市教委・警察・児童相談所等関係機関）

イ 「学校いじめ対策組織」の基本的な役割

○ 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

○ 早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(2) 本校が実施する施策

ア いじめの防止

- 生徒指導充実月間を活用し、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期解消のための取組を強化します。
- 「八代型小中一貫・連携教育」を推進し、「育ちの連続性」を図ることで、児童生徒の不安感を軽減するとともに異年齢交流等により自己有用感を育て、いじめの

未然防止につなげます。また、法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実を図ります。

- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育相談に応じる者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用します。
- 県インターネット上でのいじめをしないさせない環境づくりに努めます。また、情報モラル教育の推進を行います。さらに、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知と活用を図ります。
- いじめの防止等に対する教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的指導力の向上を図るため、各種の研修を通して、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めます。
- 児童が、いじめの防止等について自ら考え、判断し、行動することができる場を設定するとともに、児童自身の活動を支援し、児童主体の委員会の設置など児童が相互にサポートし合う仕組みづくりに努めます。
- 保護者が、子どもの規範意識等を養うために、「くまもと家庭教育支援条例」の周知等、PTAと連携して保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置、また、その周知等を行います。
- 人権子ども集会・フェスティバル in やつしろの開催等、児童を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しする実践力や行動力を育てる取組の充実を図ります。
- いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校の教育関係全体を通じて、全ての児童生徒に、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要です。また、いじめの未然防止の基本として、児童生徒が、コミュニケーション能力を育み、規範意識を身に付け、主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要があります。
- 児童生徒の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底します。
- 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があります。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。加えて、集団の一員として自覚し、自信をもって行動できることでストレスを乗り越え児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の

人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要です。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育を実践します。

○教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

○県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」「人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」の開催等、児童を主体とした活動を通して、児童生徒によるいじめの未然防止の取組の活性化を図ります。

○児童に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童の発達段階に応じて、指導します。

○学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成され、児童個々の行動に反映される取組を進めることも不可欠です。ただし、いじめの被害者及び加害者となった児童の人権を守る視点も重要であることから、全ての児童生徒が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を醸成するために、教育上必要な視点です。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童及び加害児童生徒の人権について、児童生徒と教職員と一緒に考えるといった機会を、児童の発達段階に応じて設けます。

イ いじめの早期発見

○いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点をもって、早い段階からの確に関わり、児童がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ的確な発見と認知に努めるものとします。このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から児童の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを見守る児童の示す変化や危険信号を見逃さないために活用します。また、いじめへの組織的対応には教職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職や主任等の対人スキルの向上を図ることも必要です。併せて、学校は定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む必要があります。その際、児童と向き合う時間の確保に努めることが求められます。

○スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組みを整え、児童が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証します。

○アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじ

めの情報を教職員等に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければなりません。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ丁寧に対応することを徹底します。

- 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければなりません。
- 学校と地域、家庭が組織的に連携し、大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築するとともに、情報の共有化を図ります。
- いじめを早期に発見するための定期的なアンケート調査が実施し、教育相談体制が充実します。また、調査等によりいじめが認知されなかった場合、その結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し、検証します。
- 児童の援助希求能力の向上を目的とする「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育（以下「SOSの出し方に関する教育」という。）」を行います。
- 八代市教育サポートセンターの「やつしろ子ども支援相談室」等の相談機関を周知します。

ウ いじめへの対処

- いじめに対しては、学校、市教育委員会、各関係機関等が連携し対処します。
- 学校だけでは解決が困難な事案が生じた場合に対応するため、外部の専門家からなる学校支援委員会など連携を図ります。
- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて、適時適切に相談を行うよう、警察との連携を図ります。
- いじめを受けた児童等が安心して教育を受けることができるよう、いじめを行った児童の保護者に対して当該児童の出席停止を命ずる等の取組を行う場合があります。

エ その他の施策

- 「心のアンケート」や「事故・問題行動等の定例報告」、いじめ不登校生徒指導対策委員会等の情報を通じて、学校における取組状況を点検するとともに、「八代市学校いじめ対処マニュアル」「本校いじめ防止基本方針」の活用などを通じて、いじめの防止等における取組の充実を図ります。
- 全ての教職員に対して、各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止する重要性、相談制度等について必要な広報その他の啓発活動に努めます。
- 自校の学校評価及び自己評価において、いじめ件数の多寡のみを評価するのではなく、積極的にいじめを認知し、実態把握や適切に対応することを肯定的にと

らえ、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を立て、取組状況や達成状況を評価し改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行います。

○県教育委員会・市教育委員会と連携しながら、教員が子供と向き合う時間を確保し、子供の変化に迅速に対応できる体制の整備を支援します。

○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目した「ストレス対処教育」やソーシャルグループエンカウンターなどを活用したり、スクールカウンセラーの活用したりします。

2 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

（ア）いじめに係る行為が止んでいること

a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。

c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

（イ）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

